

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第76号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市母子福祉センター米岡荘の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第76号

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市母子福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の右に「市長の承認を得て、」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)